

件名	愛媛県企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令 (平成28年3月31日公布、平成28年4月1日施行)

**【改正の概要】**

- 不動産取得税の課税免除の条件となる基本計画の同意の日の期限延長
  - ・基本計画の同意の日（平成28年3月31日まで）から5年間
  - ⇒ 基本計画の同意の日（平成29年3月31日まで）から5年間

施行日	公布の日
-----	------

**【その他参考事項】**

- 特別措置の概要（減収額の75%は、地方交付税で措置）

1 課税免除（不動産取得税）

- (1) 区 域：5地域（四国中央市全域、新居浜市・西条市全域外）
- (2) 対象となる特別償却設備
  - ・業 種 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所
  - ・取得価額 農林漁業関連業種5,000万円超、その他業種2億円超